

川崎都市計画ごみ焼却場の変更（川崎市決定）

都市計画ごみ焼却場中 1 号堤根ごみ焼却場 を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ焼却場名			
1	堤根ごみ焼却場	川崎市川崎区堤根	約 2.1ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理由 別添理由書による

新旧対照表

都市計画ごみ焼却場 1 号堤根ごみ焼却場を次のとおり変更する。

新 旧	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	ごみ焼却場名			
新	1	堤根ごみ焼却場	<u>川崎市川崎区堤根</u>	約 <u>2.1</u> ha	
旧	1	堤根ごみ焼却場	<u>川崎市堤根 5 2 番地</u>	約 <u>1.48</u> ha	<u>循環式（岩本式 C 型）</u>

理由書

川崎都市計画ごみ焼却場の変更（1号堤根ごみ焼却場の変更）

本市では、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して、ごみの減量化・資源化などの啓発、ミックスペーパーやプラスチック製容器包装の分別収集に積極的に取り組んでいます。

一方で、一部のごみ焼却場では施設の老朽化が進んでおり、円滑な廃棄物処理に支障のないよう建て替えが必要となっている施設があることから、安定的かつ効率的な廃棄物処理を目指し、計画的な建て替え工事を行うため、整備に関する基本的な考え方や、建て替えの順番を整理した「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」を平成25年に策定いたしました。

この整備方針に基づき、市内にある4箇所のごみ焼却場のうち、3箇所を稼働させ、残りを休止、更新する体制に移行し、今回、1号堤根ごみ焼却場の建て替え事業を実施することとなりました。

本案は、老朽化による1号堤根ごみ焼却場の建て替えに伴い、環境負荷軽減や環境保全のための最新式排ガス処理設備や脱炭素化の推進のための高効率発電設備の導入を行うことで、ごみ焼却処理施設の規模が大きくなることから、効果的かつ効率的な土地利用及び車輛動線の確保等をするために必要となる区域を編入するとともに、将来において活用しない区域を除外する都市計画の変更を行うものです。

経 緯 書

都市計画ごみ焼却場 1号 堤根ごみ焼却場
都市計画決定の経緯

昭和28年4月 建設省告示第566号により、面積約1.48haで都市計画決定

今回の都市計画変更の経緯

令和6年10月21日	都市計画素案説明会
令和6年10月22日～ 11月 5日	都市計画素案縦覧
令和6年11月26日	公聴会（開催なし）
令和7年 3月 5日～ 3月12日	県協議
令和7年 4月23日～ 5月 7日	法定縦覧

都市計画を定める土地の区域

川崎都市計画ごみ焼却場 1号堤根ごみ焼却場

追加する部分 なし

削除する部分 なし

変更する部分 川崎市川崎区 堤根地内